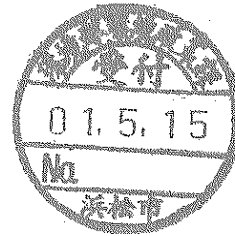


第16号様式（第2条関係）



事業変更届

令和元年5月14日

(あて先) 浜松市長

住 所 浜松市中区元城町103番地の2

名 称 浜松市

代表者 浜松市長 鈴木 康友



事業内容の変更を行いますので、浜松市環境影響評価条例第48条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

事業又は対象事業の名称	浜松市新清掃工場及び新破碎処理センター建設事業		
事業又は対象事業の種類	廃棄物処理施設の建設 (ごみ処理施設の設置の事業(焼却により処理するもの))		
事業又は対象事業の規模	新清掃工場(ごみ焼却施設): 処理能力 399 t/日 ※新破碎処理センター(破碎処理施設): 処理能力 64 t/日		
事業を実施しようとする区域又は対象事業実施区域	浜松市天竜区青谷1500番地ほか		
変更内容1	(変更事項)	(変更前)	(変更後)
	事業又は対象事業の名称	浜松市新清掃工場及び新破碎処理センター建設事業	浜松市新清掃工場及び新破碎処理センター施設整備運営事業
変更内容2	(変更事項)	(変更前)	(変更後)
	処理方式	①焼却のみ(ストーカ式) ②ガス化熔融方式(一体方式(シャフト炉式))	ガス化熔融方式(一体方式(シャフト炉式))
変更内容3	(変更事項)	(変更前)	(変更後)
	造成計画	別紙1のとおり	別紙1のとおり
変更の理由	変更内容1: PFI事業者との契約締結にあたり、事業契約書に記載されている事業名と整合を図るため。 変更内容2: 総合評価の結果、同処理方式が採用されたため。 変更内容3: 動植物の保全対象種が多数生息・生育している事業地北側湧水湿地及び西側沢の改変を回避し、当該地の環境を保全するため。		

変更によって生じる 環境影響の程度	変更内容2：変更前の両処理方式を想定した予測・評価を行っているため影響の程度は、評価書と同等もしくはそれ以下と考えられる。 変更内容3：別紙2のとおり
----------------------	--

- ※ 変更内容は、変更しようとする事項のみ記載すること。
- ※ 事業の内容を変更しようとする場合にあっては、当該変更によって生じる環境影響の程度も記載すること。

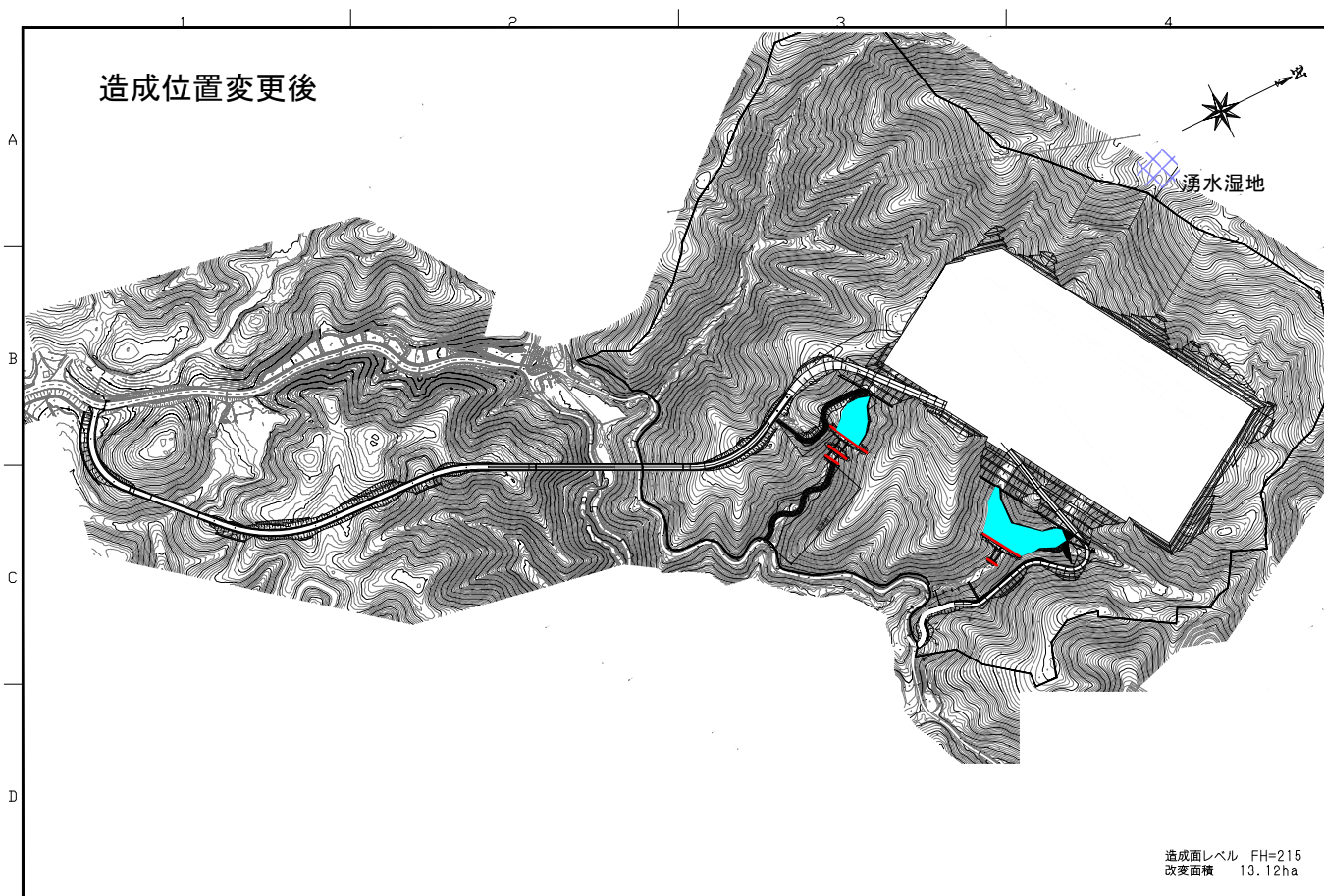
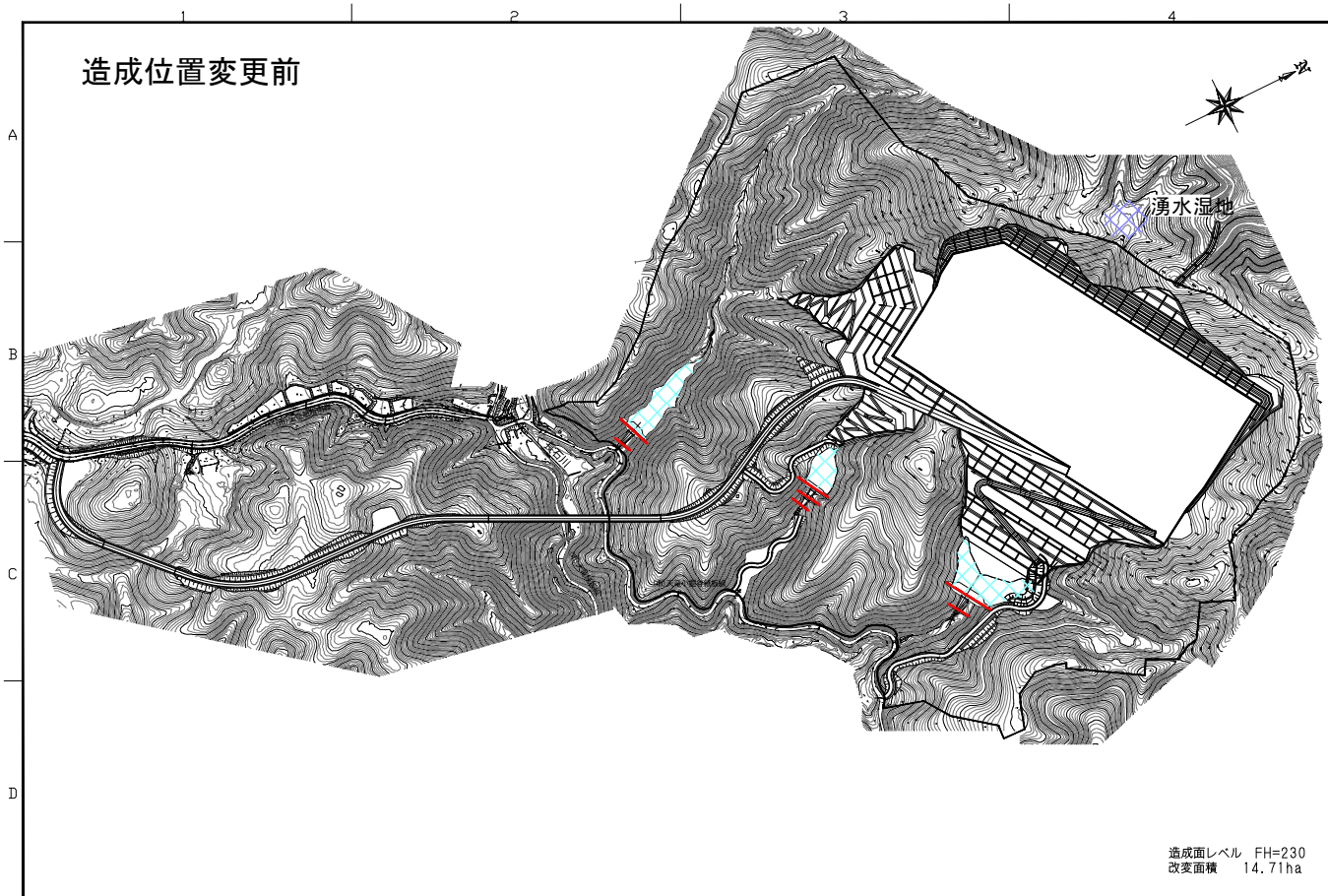


表-1 造成位置変更による環境影響変化の有無

大区分	環境影響要因の区分 中区分 小区分		工事の実施				土地又は構造物等の存在及び供用					
			建設機械の稼働	工用車両の走行	工事の影響	既存構造物等の撤去	施設の存在	施設の供用			施設関連車両の走行	
								排出ガスの排出	排水の排出	機械等の稼働		
大気環境	大気質	二酸化硫黄					×					
		二酸化窒素	×	×		—	×				×	
		浮遊粒子状物質	×	×		—	×				×	
		粉じん等	×	×							×	
		その他の有害物質 (塩化水素、水銀、 ダイオキシン類他)					×					
	騒音・ 低周波音	騒音	×	×		—					×	×
		低周波音									×	
	振動		×	×		—				×	×	
	悪臭						×					
局地風												
水環境	水質	水の濁り			×					×		
		水の汚れ			×					×		
		水温										
	底質											
地下水質				—								
土壌環境	土壌汚染			×						×		
	地形・地 質	重要な地形・地質			—							
		土地の安定性			—		—					
		土壌等の流出			—		—					
	地盤	地盤沈下										
		地盤の変形			—		—					
	水象	地下水										
湧水												
河川・湖沼・海況												
動物		×	×	×		×		×	—	×		
植物				×		×						
生態系		×		×		×						
景観						×						
文化財	指定文化財等			—						—	—	
	埋蔵文化財			—								
人と自然との 触れ合いの活動の場		—	×	—		—		—	—	×		
地球環境	廃棄物等	一般廃棄物・産業廃棄物			×	—				×		
		建設発生土			×							
	温室効果ガス	×	×	×			×		×	×		
オゾン層破壊物質												
日影及び 光害	日照阻害					×						
	シャドーフリッカー											
	光害					×						
電波障害						×						
放射線の量				—								
その他	地域交通		×								×	

注) 「○」: 造成位置変更による影響の程度に変化の可能性があるとされる項目

「×」: 造成位置変更による影響の程度に変化の可能性がないとされる項目

「—」: 選定しなかった項目

表-2(1) 各環境影響評価項目に係る変更の程度（工事の実施）

環境影響評価の項目		環境影響要因の区分	影響変化の有無	造成位置変更による影響の変化の程度
大気環境	二酸化窒素 浮遊粒子状物質 粉じん等	建設機械の稼働	×	造成位置変更に伴って建設機械の稼働台数に変更はない。また、造成位置の変更により、変更後も北東側の敷地境界上に各予測濃度の最大値が出現するが、造成地の敷地界から敷地境界までの距離は変更前と同程度（図-1～3参照）となり、最大値に大きな変化はみられない。 建設機械の稼働による大気汚染物質の影響の程度は、評価書と同等もしくはそれ以下と考えられる。
		工事用車両の走行	×	造成位置変更に伴って工事用車両の稼働台数に変更はない。 工事用車両の走行による大気汚染物質の影響の程度は、評価書と同等と考えられる。
	騒音 振動	建設機械の稼働	×	造成位置変更に伴って建設機械の稼働台数に変更はない。また、造成位置の変更により、変更後も造成工事では北西側に最大値が出現するが、造成地の敷地界から敷地境界までの距離が変更前より離れる（図-4及び図-5参照）位置となり、最大値は同等以下となる。また、プラント工事では北東側の敷地境界上に各予測濃度の最大値が出現するが、造成地の敷地界から敷地境界までの距離は変更前と同程度（図-4及び図-5参照）となり、最大値に大きな変化はみられない。 建設機械の稼働による騒音、振動の影響の程度は、評価書と同等もしくはそれ以下と考えられる。
		工事用車両の走行	×	造成位置変更に伴って工事用車両の稼働台数に変更はない。 工事用車両の走行による騒音、振動の影響の程度は、評価書と同等と考えられる。
水環境	水の濁り 水の汚れ	工事の影響	×	造成位置変更による工事の規模や改変される面積に大きな変更はなく、工事による濁水やコンクリート施工によるアルカリ排水の影響の程度は、評価書と同等もしくはそれ以下と考えられる。
土壌環境	土壌汚染	工事の影響	×	造成位置変更による工事の規模や改変される面積に大きな変更はない。また、新たに改変する箇所も生じない事から、土工事等の工事の実施に伴う土壌汚染の影響の程度は、評価書と同等もしくはそれ以下と考えられる。

表-2(2) 各環境影響評価項目に係る変更の程度（工事の実施）

環境影響評価の項目		環境影響要因の区分	影響変化の有無	造成位置変更による影響の変化の程度
動物		建設機械の稼働	×	造成位置変更による建設機械の稼働台数に変更はない。 動物への影響の程度は、評価書と同等もしくはそれ以下と考えられる。
		工事用車両の走行	×	造成位置変更に伴って工事用車両の走行台数に変更はない。 工事用車両の走行による動物への影響の程度は、評価書と同等もしくはそれ以下と考えられる。
		工事の影響	×	造成位置変更により、西側の沢の調整池の配置が必要なくなった。 そのため、西側の沢の改変が回避され、生息する「トウカイナガレホトケドジョウ」の生息環境が保全される。 施設の存在による動物への影響の程度は、評価書と同等もしくはそれ以下と考えられる。
植物		工事の影響	×	造成位置変更により、西側の沢の改変が回避される他、改変する面積は縮小される。一方、法面が急勾配となり、植樹は難しくなり、植生マットの配置のみとする。造成位置変更により、「ミズニラ」、「ムラサキミミカキグサ」、「ヒナノシャクジョウ」、「マシカクイ」、「オオヒキヨモギ」、「キンラン」の生育場所と造成位置との距離が離れるが、新たに保全対象種に「ウスギムヨウラン」を追加して保全する。 以上により、植物への影響の程度は、評価書と同等もしくはそれ以下と考えられる。
生態系		建設機械の稼働	×	造成位置変更による建設機械の稼働台数に変更はない。生態系への影響の程度は、評価書と同等もしくはそれ以下と考えられる。
		工事の影響	×	造成位置変更により、「湿地(貧養地小型植物群落)」と造成位置との距離が離れる。 施設の存在による、生態系への影響の程度は、評価書と同等もしくはそれ以下と考えられる。
人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	工事用車両の走行	×	造成位置変更による工事用車両の走行台数に変更はない。工事用車両の走行による主要な人と自然との触れ合いの活動の場の利用者への影響の程度は、評価書と同等もしくはそれ以下と考えられる。
地球環境	一般廃棄物・産業廃棄物 建設発生土	工事の影響	×	造成位置変更により改変される面積が少なくなり、伐採樹木等の量や残土量は同等以下となる事が想定されるため、廃棄物や建設発生土の影響の程度は、評価書と同等もしくはそれ以下と考えられる。

表-2(3) 各環境影響評価項目に係る変更の程度（工事の実施）

環境影響評価の項目		環境影響要因の区分	影響変化の有無	造成位置変更による影響の変化の程度
地球環境	温室効果ガス	建設機械の稼働	×	造成位置変更による建設機械の稼働台数に変更はない。建設機械の稼働により、温室効果ガスの影響の程度は、評価書と同等もしくはそれ以下と考えられる。
		工事用車両の走行	×	造成位置変更による工事用車両の走行台数に変更はない。工事用車両の走行による温室効果ガスの影響の程度は、評価書と同等もしくはそれ以下と考えられる。
		工事の影響	×	造成位置変更により改変される面積が少なくなり、伐採樹木等の量は同等以下となる事が想定されるため、伐採による温室効果ガス吸収量の減少の程度は、評価書と同等もしくはそれ以下と考えられる。
その他	地域交通	工事用車両の走行	×	造成位置変更による工事用車両の走行台数に変更はない。工事用車両の走行による周辺道路の交通状況の影響の程度は、評価書と同等もしくはそれ以下と考えられる。

表-2(4) 各環境影響評価項目に係る変更の程度（土地又は構造物等の存在及び供用）

環境影響評価の項目	環境影響要因の区分	影響変化の有無	造成位置変更による影響の変化の程度	
大気環境	二酸化硫黄 二酸化窒素 浮遊粒子状物質 その他の有害物質 (塩化水素、水銀、 ダイオキシン類)	排出ガスの排出	×	施設規模に変更はなく排出源の位置もほとんど変わらないため、焼却施設からの排出ガスによる二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、その他の有害物質の影響の程度は、評価書と同等もしくはそれ以下と考えられる。
	二酸化窒素 浮遊粒子状物質	施設関連車両の走行	×	造成位置変更に伴って施設関連車両の走行台数に変更はない。施設関連車両の走行による二酸化窒素等の影響の程度は、評価書と同等と考えられる。
	粉じん等	機械等の稼働	×	施設規模に変更はなく排出源の位置もほとんど変わらないため、破碎処理施設の稼働による粉じん等の影響の程度は、評価書と同等もしくはそれ以下と考えられる。
	騒音 振動	機械等の稼働	×	施設規模に変更はないため、焼却施設及び破碎処理施設の稼働による騒音、振動源の規模は、評価書と同等となる。造成位置の変更により、変更後の騒音及び振動は北西側に最大値が出現するが、造成地の敷地界から敷地境界までの距離が変更前より離れる(図-6及び図-7参照)位置となり、最大値は同等以下となる。
	騒音 振動	施設関連車両の走行	×	造成位置変更に伴って施設関連車両の走行台数に変更はない。施設関連車両の走行による騒音、振動の影響の程度は、評価書と同等もしくはそれ以下と考えられる。
	低周波音	機械等の稼働	×	施設規模に変更はなく排出源の位置もほとんど変わらないため、ため、焼却施設及び破碎処理施設の稼働による低周波音の影響の程度は、評価書と同等もしくはそれ以下と考えられる。
水環境	水の濁り 水の汚れ	排水の排出	×	施設規模に変更はなく、改変される面積も少なくなり、施設からの雨水排水による影響の程度は、評価書と同等もしくはそれ以下と考えられる。
土壌環境	土壌汚染	機械等の稼働	×	施設規模に変更はなく排出源の位置もほとんど変わらないため、機械等の稼働による土壌中の有害物質の影響の程度は、評価書と同等もしくはそれ以下と考えられる。

表-2(5) 各環境影響評価項目に係る変更の程度（土地又は構造物等の存在及び供用）

境影響評価の項目		環境影響要因の区分	影響変化の有無	造成位置変更による影響の変化の程度
動物	重要な種及び注目すべき生息地	施設の存在	×	造成位置変更により、西側の沢の調整池の配置が必要なくなった。 そのため、西側の沢の改変が回避され、生息する「トウカイナガレホトケドジョウ」の生息環境が保全される。 施設の存在による動物への影響の程度は、評価書と同等もしくはそれ以下と考えられる。
		排水の排出	×	施設規模に変更はないため、施設からの雨水排水による影響の程度は、評価書と同等もしくはそれ以下と考えられる。
		施設関連車両の走行	×	造成位置変更に伴って施設関連車両の走行台数に変更はない。動物への影響の程度は、評価書と同等もしくはそれ以下と考えられる。
植物	重要な種及び重要な植物群落	施設の存在	×	造成位置変更により、「ミズニラ」、「ムラサキミカキグサ」、「ヒナノシヤクジョウ」、「マシカクイ」、「オオヒキヨモギ」、「キンラン」の生育場所と造成位置との距離が離れる。 施設の存在による、植物への影響の程度は、評価書と同等もしくはそれ以下と考えられる。
生態系	地域を特徴づける生態系	施設の存在	×	造成位置変更により、「湿地(貧養地小型植物群落)」と造成位置との距離が離れる。 施設の存在による、生態系への影響の程度は、評価書と同等もしくはそれ以下と考えられる。
景観	主要な眺望点及び景観資源、並びに主要な眺望景観	施設の存在	×	造成位置変更により施設の標高が低くなるため、周辺地域の眺望点からの眺望への影響は、評価書と同等もしくはそれ以下と考えられる。
人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	施設関連車両の走行	×	造成位置変更に伴って施設関連車両の走行台数に変更はない。施設関連車両の走行による主要な人と自然との触れ合いの活動の場の利用者への影響の程度は、評価書と同等もしくはそれ以下と考えられる。

表-2(6) 各環境影響評価項目に係る変更の程度（土地又は構造物等の存在及び供用）

環境影響評価の項目		環境影響要因の区分	影響変化の有無	造成位置変更による影響の変化の程度
地球環境	廃棄物等	機械等の稼働	×	施設規模に変更はなく、焼却施設からの焼却灰や破碎処理施設からの廃棄物の量に変化はないと想定される。廃棄物処理への影響の程度は、評価書と同等もしくはそれ以下と考えられる。
	温室効果ガス	排出ガスの排出 機械等の稼働	×	施設規模に変更はなく、焼却施設からの排出ガスや施設の供用に伴うエネルギー消費による温室効果ガスの量に変化はないと想定されるため、温室効果ガスの影響の程度は、評価書と同等もしくはそれ以下と考えられる。
		施設関連車両の 走行	×	造成位置変更に伴って施設関連車両の走行台数に変更はない。施設関連車両の走行による温室効果ガスの影響の程度は、評価書と同等もしくはそれ以下と考えられる。
電波障害	電波障害	施設の存在	×	造成位置変更により施設の標高が低くなるため、対象事業実施区域周辺の住居への電波障害の影響は、評価書と同等もしくはそれ以下と考えられる。
日影及び 光害	日照阻害 光害	施設の存在	×	施設規模に変更はなく、変更後の時刻別日影図及び等時間日影図は造成地の敷地界から敷地境界までの距離が変更前より離れる（図-8参照）位置となり、日影の範囲は同等以下となる。また、変更により施設位置の標高が低くなり、夜間照明による周辺地域への影響も、評価書と同等もしくはそれ以下と考えられる。
その他	地域交通	施設関連車両の 走行	×	施設規模に変更はなく、施設関連車両の台数に大きな変更はない。施設関連車両の走行による周辺道路の交通状況の影響の程度は、評価書と同等もしくはそれ以下と考えられる。

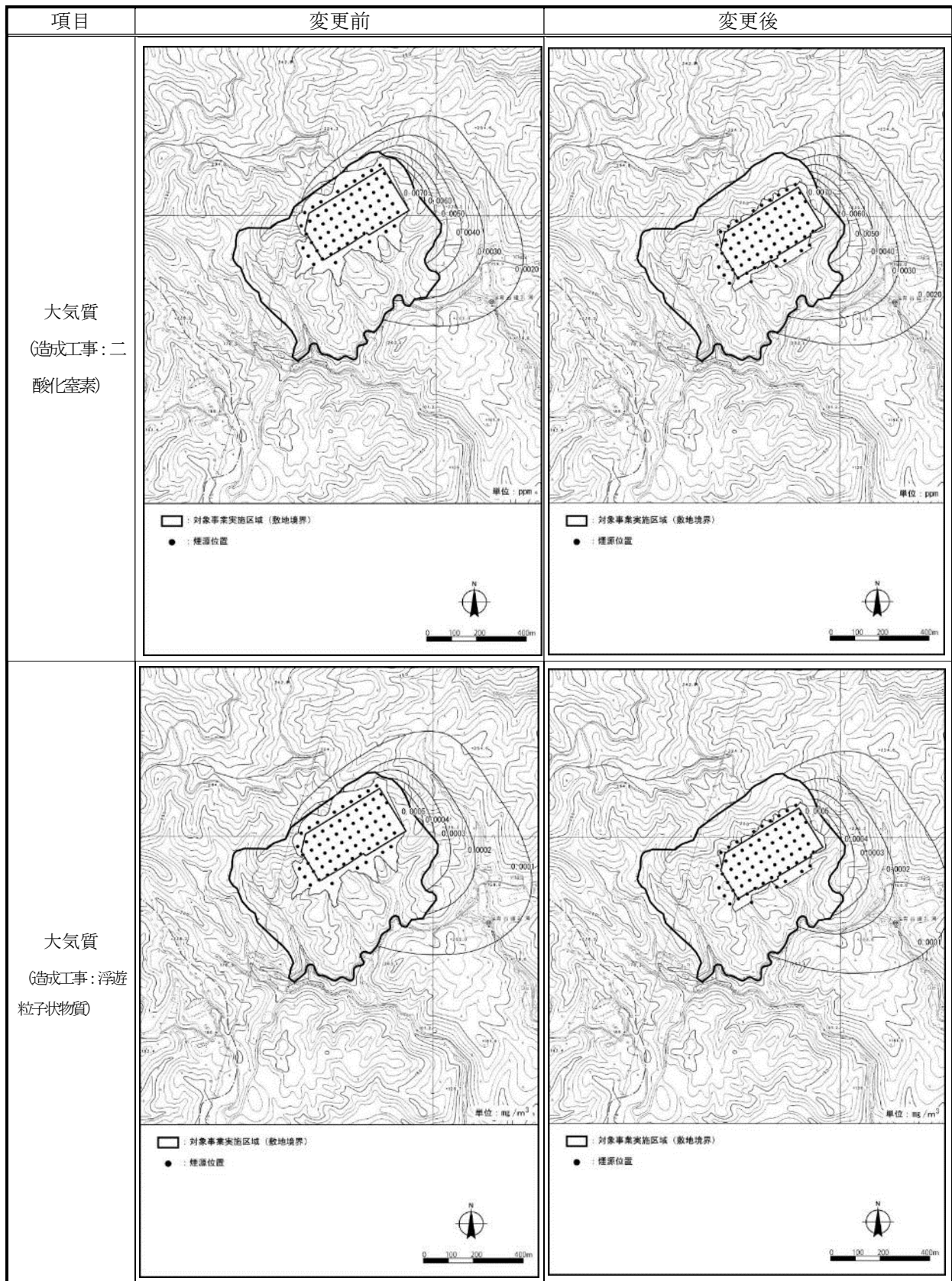


図-1 変更に伴う影響の程度 (工事の実施[大気質])

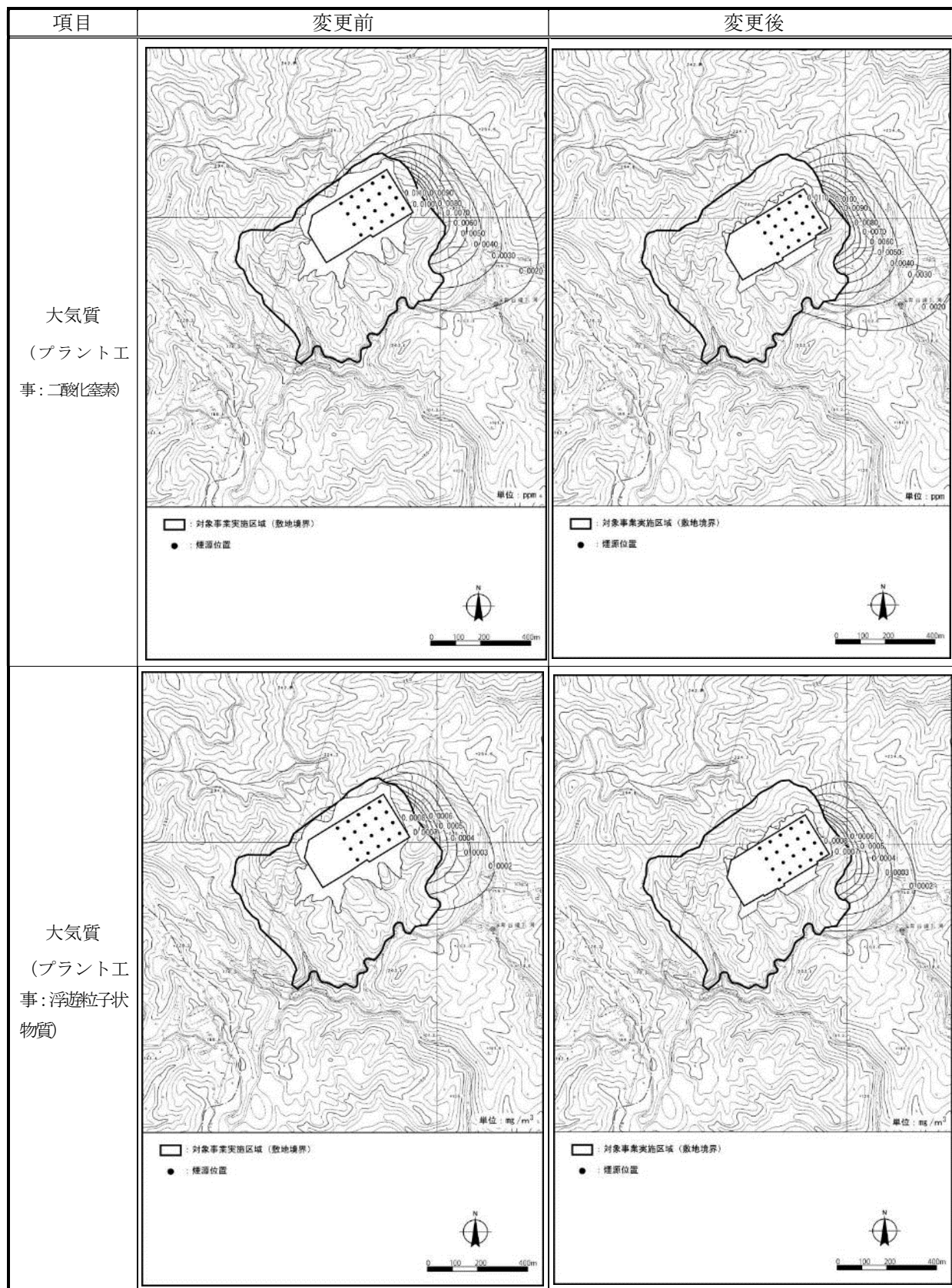


図-2 変更に伴う影響の程度 (工事の実施[大気質])

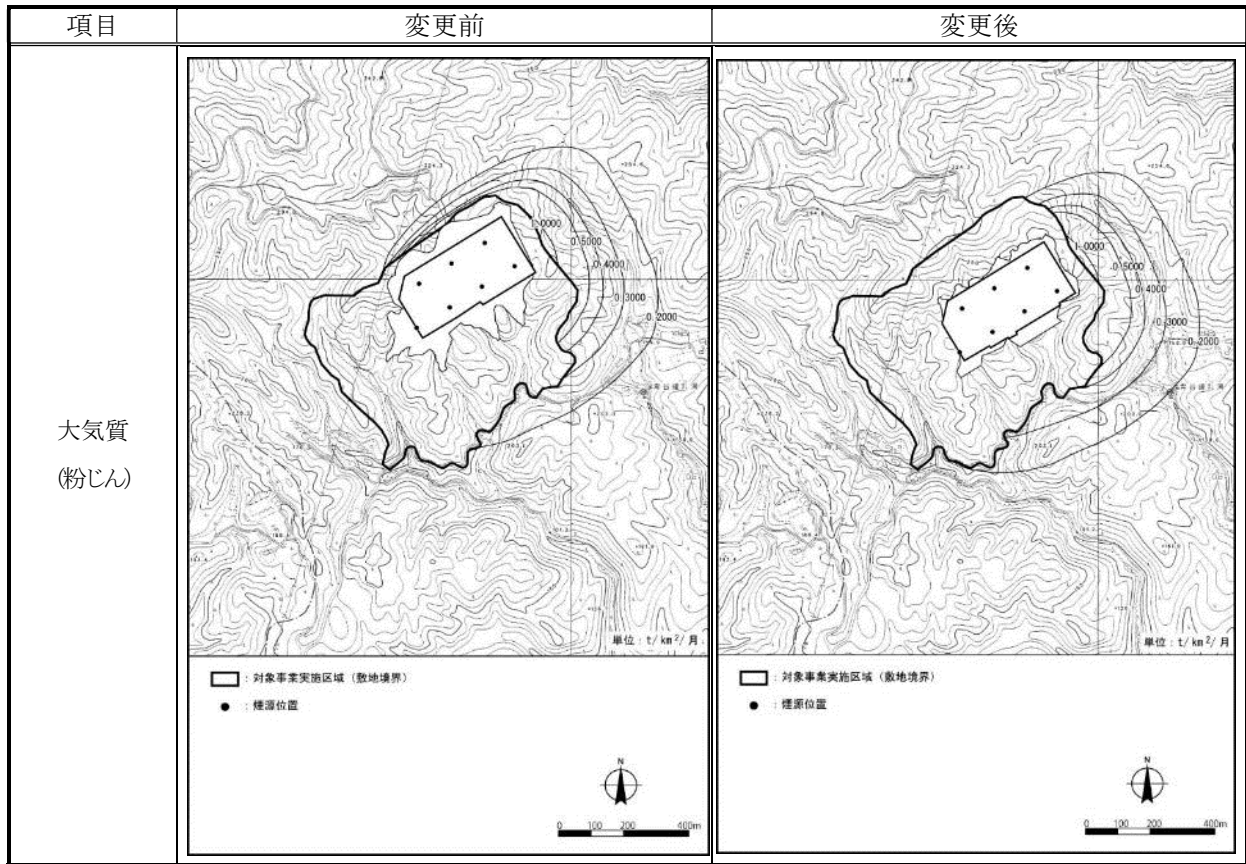


図-3 変更に伴う影響の程度 (工事の実施[大気質])

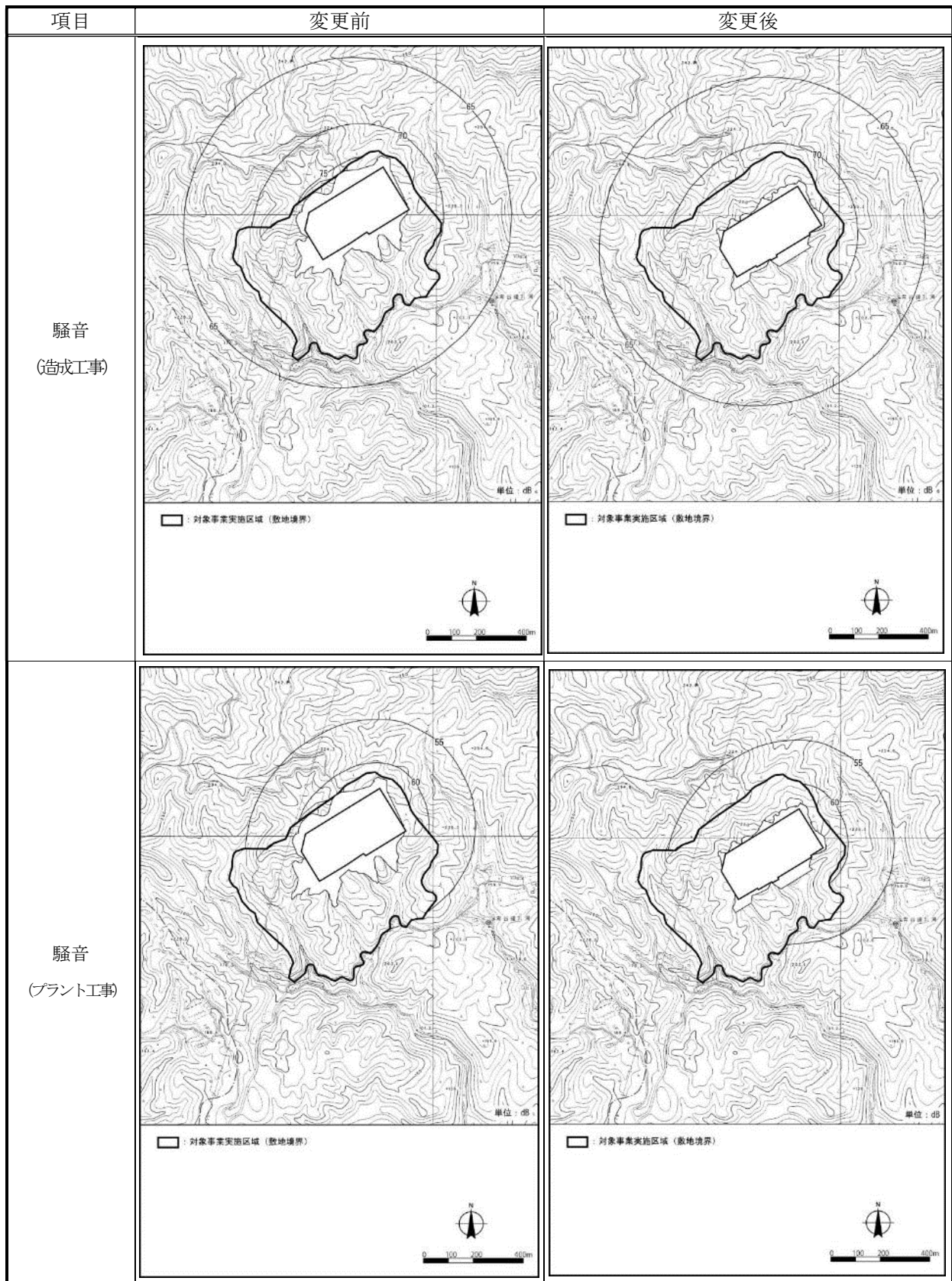


図-4 変更に伴う影響の程度 (騒音)

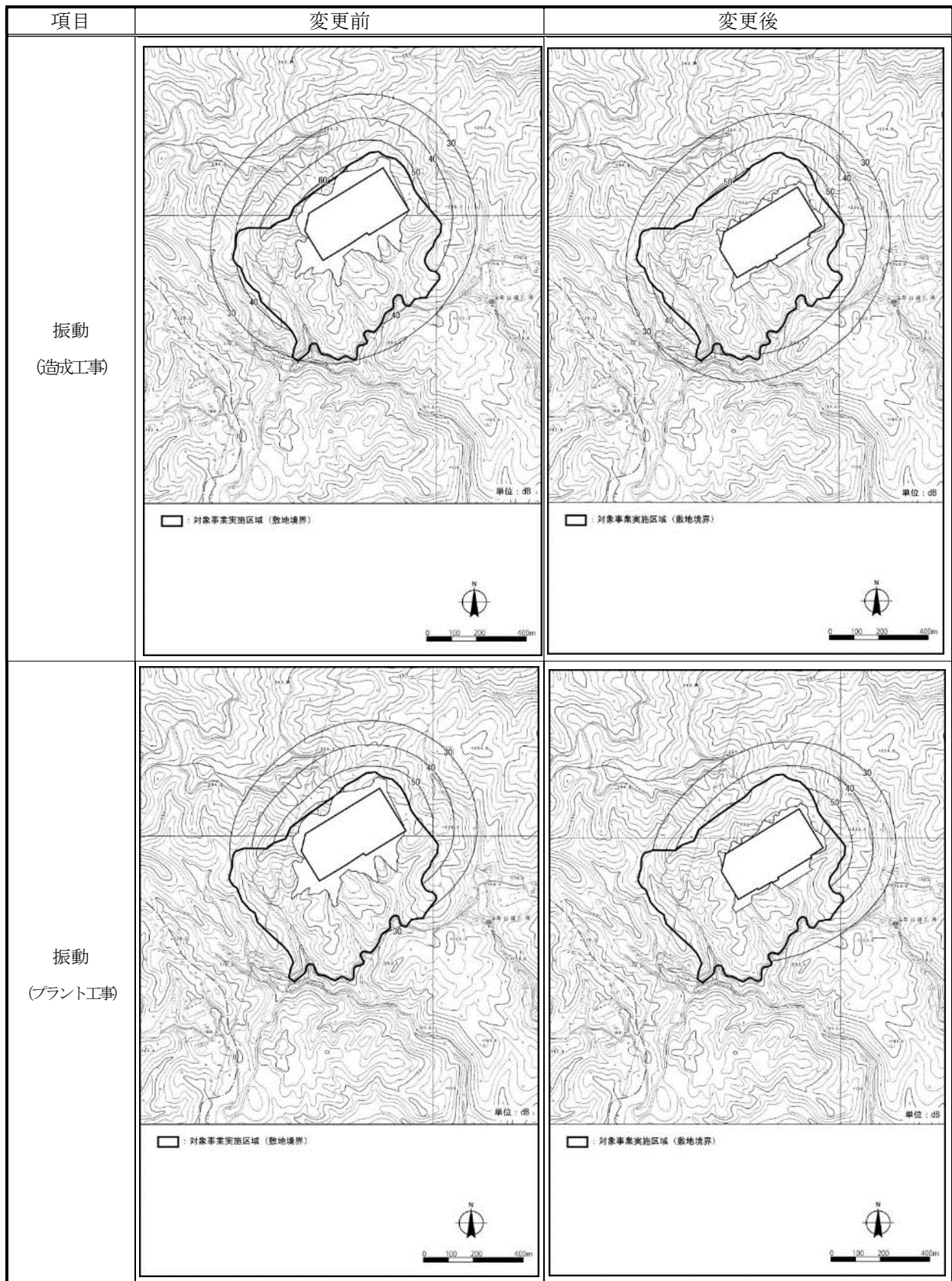


図-5 変更に伴う影響の程度（振動）

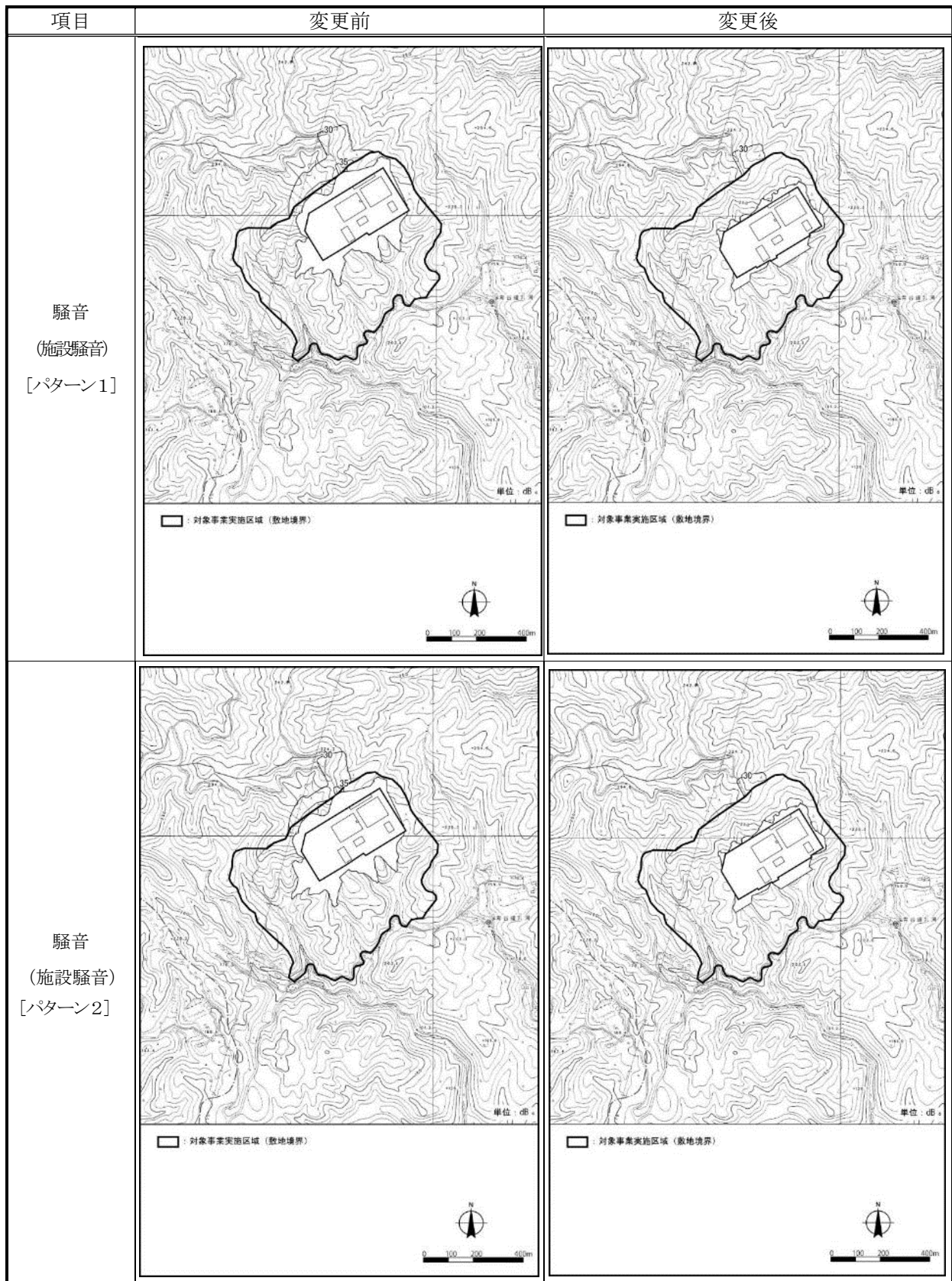


図-6 変更に伴う影響の程度 (騒音)

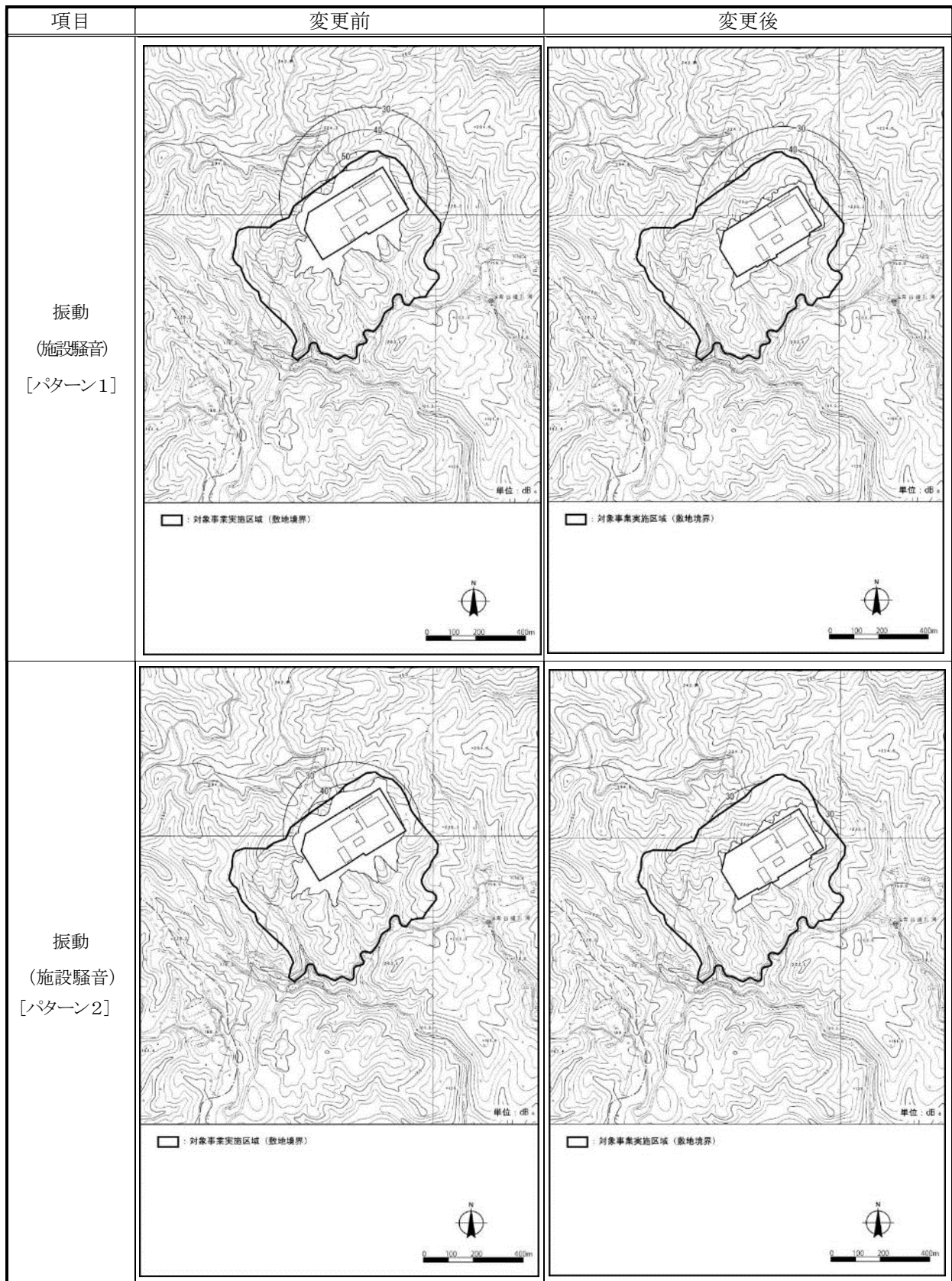


図-7 変更に伴う影響の程度 (振動)

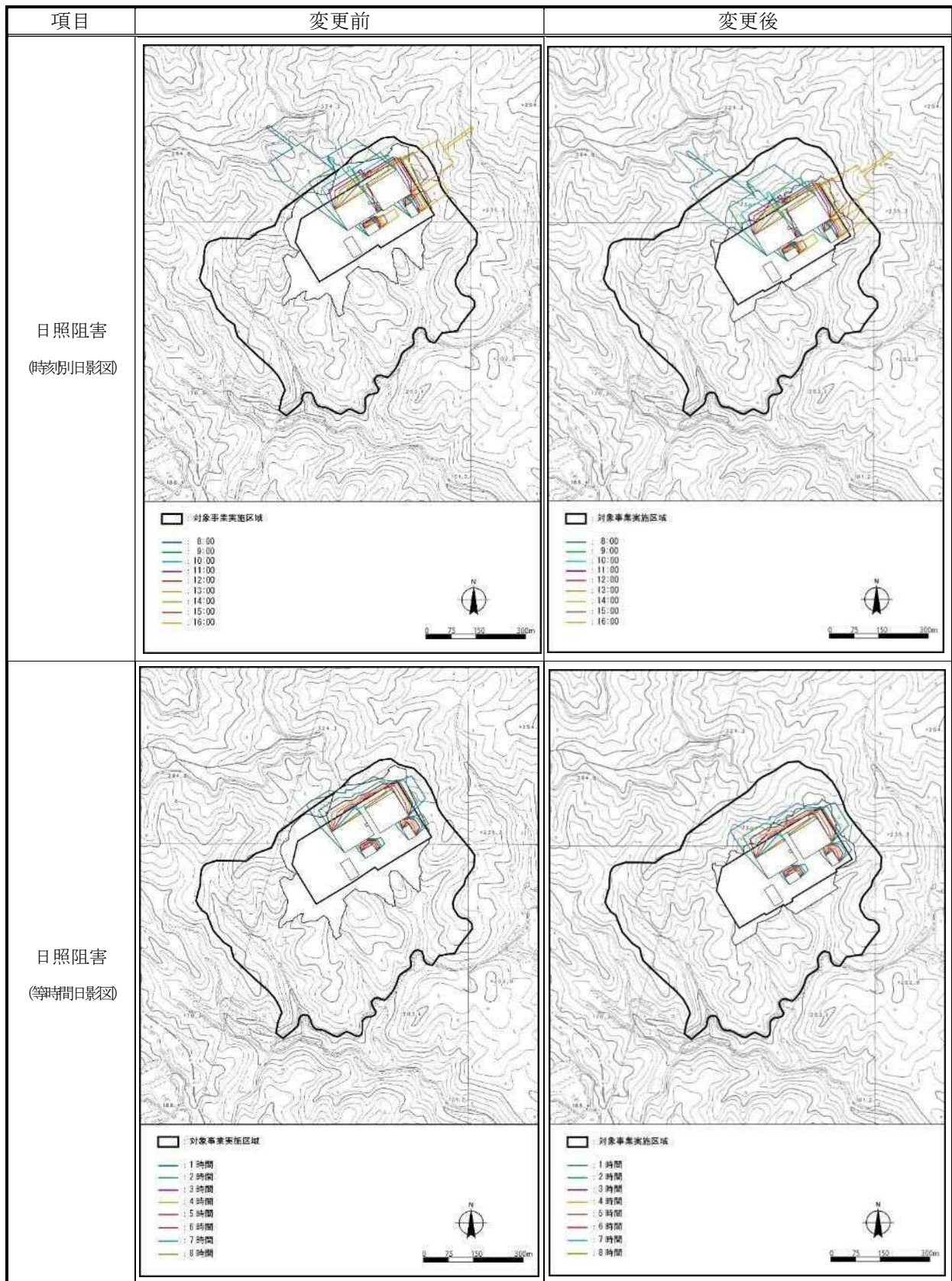


図-8 変更に伴う影響の程度（日照阻害）

浜 環 政 第 32 号
令和元年 5 月 16 日

浜松市
浜松市長 鈴木 康友 様

浜松市長 鈴木 康友



浜松市新清掃工場及び新破碎処理センター建設に係る
浜松市環境影響評価条例に基づく手続の再実施について（通知）

令和元年 5 月 15 日付で届出のあった件について、浜松市環境影響評価条例第 48 条第 2 項の規定に基づき、当該変更後の対象事業についてこれまで行った環境影響評価、事後調査その他の手続の全部又は一部を行い、又は環境の保全の見地から必要な措置を講じる必要があるかどうかを判断しましたので、下記のとおり通知します。

記

事業内容の変更に伴い、環境影響が相当な程度を超えて増加するおそれがあると認められないため、浜松市環境影響評価条例第 4 章及び第 5 章に規定する手続を再度実施する必要はない。ただし、以下の事項に留意すること。

- ・ 本事業についてこれまでに延べられた市長意見の内容を勘案し、環境の保全について適正な配慮をすること。
- ・ 今後の事後調査の項目の調査、予測及び評価並びに環境保全措置の検討においては、変更した事業内容を反映すること。
- ・ 事業内容の変更により追加の調査等が必要であると認められる場合には速やかに対応し、今後、浜松市環境影響評価条例に基づく手続において提出する図書にその内容を記載すること。